



長野県報

5 月 15 日(木)
令和 7 年
(2025 年)
第 608 号

目 次

規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則（建築住宅課） 1

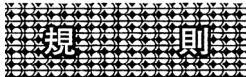
告 示

生活保護法に基づく医療機関の指定（地域福祉課） 2
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務廃止の届出（地域福祉課） 2
生活保護法に基づく施術者の指定（地域福祉課） 3
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の名称等変更の届出（地域福祉課） 3
長野県豊かな水資源の保全に関する条例に基づく水資源保全地域の指定（2 件）（水大気環境課） 3
保安林予定森林にする旨の通知（2 件）（森林づくり推進課） 4
基本測量の終了（2 件）（建設政策課） 5
公共測量の実施（5 件）（建設政策課） 5
公共測量の終了（3 件）（建設政策課） 7

公 告

表彰規則に基づく表彰（スポーツ振興課） 8
土地改良区の定款変更の認可（4 件）（農地整備課） 8
土地改良区役員の就退任の届出（3 件）（農地整備課） 9
土地改良区連合役員の就退任の届出（農地整備課） 10
土地改良事業計画の変更の認可（農地整備課） 11
開発行為に関する工事の完了（2 件）（都市・まちづくり課） 11
総合評価一般競争入札（医療政策課） 11

正誤（情報公開・法務課） 14



建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和 7 年 5 月 15 日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第 41 号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和 50 年長野県規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 9 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

建築住宅課